

会議録（要旨）

会議名等	令和５年度第１回吹田市障がい者差別解消支援専門部会		文責	障がい福祉室
日程	令和６年３月２１日（木曜日） 午後２時から午後４時	場所	メイシアター レセプションホール	
参加者	【委員】福西委員、小林委員、和田委員、矢田委員、横山委員、宇都宮委員、佐貫委員、仁木委員、赤松氏（代理）、古川委員、奥谷委員、西岡委員（名簿順）【アドバイザー】龍田氏、松波氏【事務局】障がい福祉室			
テーマ	・障がい者差別解消支援専門部会について ・差別解消に向けた取組について ・合理的配慮について			

※ 「次第」参照。

1 開会挨拶

2 委員紹介

「吹田市障がい者差別解消支援専門部会構成員」参照

3 障がい者差別解消支援専門部会について（説明）

「（資料1）吹田市障がい者差別解消支援専門部会について」参照

委員：この専門部会はどのような方向性で進めていく予定なのか。

→事務局：差別解消に関する好事例の共有を行い、各自の持ち場で啓発を行うことで、吹田市全体で差別解消に関する意識や知識を広げていき、最終的には障がいのある人ない人に関わらず、自分らしく日常生活や社会生活ができるような地域共生社会となるように取組をつなげていきたい。

4 合理的配慮について（講義）

「（資料2）障害者差別解消法改正のポイント」参照

委員：電車の乗車について、肢体不自由な方は、運賃が無料で介助に入ってもらっている印象がある。知的障がい者は、所持している手帳の等数によって、運賃が無料であったりそうでなかったり、また介助に入ってもらえない印象がある。差別解消法が改正されて改善されるのか。

→アドバイザー：差別解消法の改正により、すぐに運賃が変更されるものではないと思うが「運賃はかかります」といった一義的な説明や対応ではなく、何か代替的なことができるかどうか等の配慮は期待できると思う。

5 差別解消に向けた取組について（発表）

「（資料3）吹田市合理的配慮庁内推進会議の取組について」

「（資料4）障がいを理由とする差別等に関する相談内容」参照

委員：小学校に支援学級があり、支援学級の生徒が色々な友達と一緒にどのように学んでいくかは難しい課題であるが、職員も研修等を重ね、全ての生徒が同様に学ぶことができるように環境の整備に努めている。文部科学省から支援学級の学習について、他の生徒と一緒に同じ教室で勉強する時間の割合は50%以上となるようにとの通達があったため、ここ2年程は対応するにあたり現場が非常に混乱した。また、吹田市では、障がいのある生徒に対して、通常の学級で授業を行うとともに、生徒の障がいの特性に応じた指導も行うといった通級指導教室を、今後全校に設置する取組を進めている。

委員：自分の会社では、年に1人障がい者を雇用している。しかし、現場側と共通部門側で捉え方が違い、就職された障がい者の方は困っていると思うが、まだ対策を講じるには至っていないのが現状である。市の差別相談事例について、どのように活用しているのか聞かせてほしい。

→事務局：相談内容について、市役所内では合理的配慮庁内推進会議等で報告し、事例を共有することで、差別に関する認識を統一するようにしている。相談内容の積み重ねたものについては、より対外的に発信していく必要があると考えている。

委員：約270人の知的障がい者が学校に通っているが、日頃より個別最適な指導ができるような取組を進めているところである。他害児との表現を使われた案件について、どのような判断を行って説明されたのか。人格否定に繋がらないような配慮が必要となってくるのではないか。

→事務局：他害児の表現が差別用語に該当しないことは判明したが、言われた側は不快な思いをされることが想像されるので、不適切といわざるを得ないことを学校、保護者双方に説明した。子どもたちが、ネットやSNS、ソーシャルネットゲームで自然と差別的な言葉を発していることもあり、非常に危惧するところはある。

委員：15歳以上の方が年に1回無料で歯科検診を受診できるシステムがあり、障がい者で支援が必要な方は歯科医院へ電話をしてもらえれば無料で受診ができる。施設に居る障がい者についても、直接出向いて集団検診できるシステムがある。約1,000人が検診を受診し、治療を未然に防ぐことができていると考えている。バリアフリー等で支援が必要な方は、吹田市歯科医師会に連絡してもらえれば、可能な限りの対応は行う。

委員：薬局においては、筆談で処方された薬の説明を行う等、できる限りの合理的配慮を行っている。薬局内のバリアフリーの取組等を進められるように、この会議で得た見識を活用し、また薬剤師同士でも勉強していきたい。

委員：障がい者が働きやすい職場となるよう、厚生労働省が発出しているリーフレット等を活用し、障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の義務について、事前に事業所に対して説明を行っている。障害者雇用を進めるよう今年度は2月末時点で約100件近く事業者に働きかけている。障がい者が働く中で、合理的配慮等の相談があれば、事業者と当事者双方から話を聞いたうえで、助言や必要であれば指導も行っている。

委員：障がい者相談支援センターの窓口にて差別の相談があった場合、直接事業所や相談者へ連絡することもあるが、一旦は連絡を障がい福祉室で取りまとめた方が良いのではないかと考えている。

→事務局：障がい者相談支援センターと一緒に取り組んだ方が良いケースもあると思うが、相談窓口として周知するのは障がい福祉室・基幹グループで良い。

委員：法定雇用率の問題で、障がい者の労働条件の相談は増加している。事業者が障がい者を雇用したいと思っていても、従業員の理解は進んでいない印象がある。障がい者だけを雇用している会社もあり、一つの作業に集中できる特性を活かした仕事を任せているという話がある。一方で、決まった時間に働くことが難しいという側面もあり、その両立が課題となっている。

委員：取り挙げられた相談事例は一部にすぎず、潜在的には膨大な量があり、すぐには解決できないものではないかと考えている。中学校でいじめに関する授業を行っているが、障がいに関すること、LGBTに関することも授業を行っている。子ども達の中で障がい児に関することがある程度認知されることにより、差別解決の糸口に繋がることもあるのではないかと考えている。

委員：(1) 合理的配慮に必要な次年度予算を要求するように各部署へ依頼したとのことだが、その結果どうなったのか。

(2) 差別解消の推進業務マニュアルの中身はどのようなものか。

(3) バリアフリー吹田市民会議について、市民会議を行った結果、どう活用されたのか。

(4) 庁内アンケートについて、アンケートの中身と結果はどのようなものか。

(5) 可能であれば、市が地区福祉委員会等に出向いて、障がい者差別の問題についての情報発信を行うべきではないか。

→事務局：(1) 今年度において合理的配慮に必要な予算を計上できなかった部署から問い合わせが多数あり、手話通訳派遣等の説明を行った。来年度は財政担当と協議し、引き続き合理的配慮に必要な予算確保ができるよう取組を行っていく。

- (2) 「(資料5) 障がい理由とする差別の解消の推進について」参照。
マニュアルが全職員に浸透できるよう、研修等で周知を行う。
- (3) 今年度より、バリアフリー吹田市民会議を踏まえて、フィードバックを行っている。市のホームページにも公開している。「(資料6) 令和5年度第1回バリアフリー吹田市民会議フィードバック」参照
- (4) 「(資料7) 合理的配慮庁内推進会議アンケート集計結果」参照
継続的にアンケートを行い、全職員の障がいに関する関心を高め、見識を広げていく。
- (5) まずはこの専門部会を中心とし、委員が各自の持ち場において周知することで、市全体への啓発に繋げていきたい。障がい者週間記念事業等のイベントにおいても同様の啓発を行い、効率的・効果的な啓発に努めるとともに、市が他の集会等で情報発信を行うかどうかについては都度検討を行っていく。

委員：普段から、障がい者とか関係なく、普通に自然に接しており、これからもその姿勢で付き合っていきたい。

委員：障がい者も同じ人であり、同じように考えてもらいたいし、同じように対応してほしい。世間では、障がい者がひとくくりにされてしまい、遠い存在となってしまう印象があるので、身近な存在となるような取組を行ってほしい。民間事業者への合理的配慮の義務化に関する取組は更に進めてほしい。

6 今後の運営について（協議） ※ 会議時間の関係上、行わず

7 講評（総括）

- (1) 吹田市において、障がい者差別解消支援専門部会が設置されたこと自体は非常に意義があると感じている。
- (2) 様々な差別に関する相談に対して、話し合いの場を設けて解決に向けた取組を実施していることは評価できる。
- (3) 障害の社会モデルの考え方について、事例に即して検証する研修や分かりやすく情報発信できるような取組が不足していることは、今後の課題である。